

県有施設省エネルギー改修等協議要領

(趣旨)

第1 この要領は、「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』」に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、県有施設の改修等の機会を捉えた、計画的・効果的な省エネルギーのための改修、自然エネルギーの導入等を推進することを目的として、県有施設の省エネルギー改修等に係る協議に関し、必要な事項を定める。

(協議)

第2 施設管理者は、その計画の構想・企画段階（地質調査及び基本設計等も含め今後予算化するもの）において、次に掲げる行為を行おうとするときは、県有施設の修繕・改修計画の優先度評価に関する要領（以下、「優先度評価要領」という。）第2の規定による工事については、「修繕・改修計画ファシリティマネジメント調書（様式1）」により、それ以外の工事については、「新築・増築・改築・移転等調書（様式2）」により、当該施設の主管課長を経由して、環境エネルギー課長に協議する。

(1) 事業費が概ね500万円以上の施設の新築、増築、改築、移転及び改修並びに設備（照明設備、空調設備、給湯設備、換気設備、動力設備、受変電設備、中央監視設備等のエネルギー消費設備及び太陽光、太陽熱、地中熱等の自然エネルギーを活用した設備をいう。）の導入、更新及び改修。ただし、修繕（劣化又は故障等により損なわれた機能を回復させる行為をいう。）程度のもの、緊急を要するもの（防球ネット設置工事、駐車場修繕工事等）等は除く。

2 環境エネルギー課長は、前項の協議があったときは、県有財産ファシリティマネジメント推進会議ワーキンググループ設置要綱に基づき設置された省エネ推進ワーキンググループ（以下「省エネWG」という。）に、次に掲げる事項を検討の観点として付議する。ただし、環境エネルギー課長が省エネWGに付議する必要がないと認めるものにあつては、この限りではない。

- (1) 省エネルギー性能の向上に寄与する建築物の主要な構造・骨組等に関する事
- (2) 最新の省エネルギー性能を有する設備の導入、改修等に関する事
- (3) 自然エネルギーを活用した設備の導入に関する事
- (4) 省エネルギーのための改修等に必要な財源、投資と省エネルギー効果との見合い等に関する事
- (5) その他省エネルギーのための改修等に関する事

3 省エネWGは、前項の規定により付議された案件について検討し、その結果を環境エネルギー課長に報告する。

4 環境エネルギー課長は、前項の報告を踏まえ、施設管理者に協議結果を回答する。

5 調書の提出期限は、別途環境エネルギー課長が通知する日とする。

(助言)

第3 環境エネルギー課長は、県有施設等に関し必要と認める場合は、省エネルギーのための改修、自然エネルギーの導入等に関して、その施設管理者に助言することができる。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境エネルギー課長が関係機関と協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 7 月 31 日から施行する。

参 考 優先度評価要領第 2 に掲げる対象工事のうち当該協議により提出する書類

区分	対象工事
修繕・改修計画ファシリティマネジメント調書 (様式 1)	下記に掲げる工事以外で、次年度の当初予算等に係る工事のうち工事金額が税込み 500 万円以上のもの。
新築・増築・改築・移転等調書 (様式 2)	優先度評価要領第 2 に掲げる対象外工事 (500 万円以上) (1) 新築、増築、改築、移転 (2) 第二期県有施設耐震化整備プログラムに沿う耐震改修工事 (合わせて発注する工事を含む。) (3) 部局長会議、検討委員会等において意思決定されている工事 (4) 市町村との協定に基づく事業等で実施段階に知事が事業内容を了承している工事 (5) (3)及び(4)に類似する位置付けのある工事 (6) 執行の義務がある工事 (公共下水道接続工事、計量法の規定に基づく量水器の取替工事等) (7) 県営住宅の効用向上事業等の施策として実施する工事 (8) 修繕等を目的とした寄付金や職員宿舎・県営住宅の貸付料等を充てるもので、これらの額を除いた額が税込500万円未満であるもの